行政視察報告書　　議会運営委員会　　　2018年7月12日(木)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　11番　石井通春

|  |  |
| --- | --- |
| 視察先 | 香川県丸亀市 |
| 研修テーマ（調査項目） | 予算決算特別委員会の取組など |
| 1. 取組の内容評価

・予算案の分割付託はのぞましくなく、決算予算を同一視点でみれない観点から先進市視察と改革特別委員会の議論で予算決算特別委員会を設置した（H27年9月議会より）・議長を除く全議員参加（決算は監査を除く）で補正予算を除く全会計を審査する・常任委員会と同じ構成メンバーからなる分科会方式（分科会終了後に全体会）だったが検討を重ねた上で廃止し全体会とした。（H29年予算審査から）。・質疑討論は分科会長報告に対し通告による形であったが、部ごとの討論採決に。理由は分科会討論採決がないので議会の考え方が執行部に伝わらないのが主の理由のようだ。また、分科会によっては委員数が深まることなく審議が十分でない事、及び分科会以外の委員の発言を認めるべく制度を変えている。・重点となる項目の事前勉強会を実施。予算1日、決算は2日を費やす。この場での質疑は無し。・同時に質疑に持ち時間制度を取り入れた（1委員当たり1部につき片道3分間、初日から最終日まで会派人数による按分方式）1. 今後の課題

・時間配分については「誰もが納得していない」との説明。時間にとらわれて議論が深まらない面も課題としていた。・一方で、大きい会派は発言できる一人で多時間発言できる議員がいるために時間が長くなるのも課題とされていた。・決算審査結果を予算審査に生かす仕組みが不十分との事。予算編成に対する要望事項を議会として市長に提出しているが、それがどういう内容であるべきか、また、それがどうなったか検証するシステムも課題とされていた。・一部分でも不採択があれば予算案全体が不採択となる。分割付託となっていないが、部ごとの採決は結果的に分割付託に等しくなってしまっているのではないか。（予算案に対する一部採択の扱いは検討すべき課題ではないか）1. 本市に反映できると思われる点

・一部分でも不採択があれば予算案全体が否決となる事の是非はともかく、部ごとの討論採決を実際に取り入れる事で議会としての意思の明確化は図られると思う。・全体会実施によって市長特別職の出席（本会議での質疑を活性化すれば委員会としての出席は必要なくなることだと考えるが）1. その他
 |